

外国人介護人材定着支援事業に係るQ&A		
No.	Q	A
事業全般		
1	この補助金の流れを教えてください。また支出した経費はどのような書類で証明すればよいか。	まずは、受付期間中に支払い予定の経費について県に補助金交付申請をしてください。 県は申請内容を審査して、交付決定します。 補助対象期間は交付決定日から、令和8年3月31日です。 対象期間にお支払いをした対象経費が、補助事業の経費となります。交付決定前に実施（購入等）した経費は対象にはなりませんのでご注意ください。 期間中の支払いが終了した後は、県に「実績報告書の提出」及び「補助金の交付請求書の提出」を行います。 支払い額の算定で県が確認する書類は「交付決定日以降に実施した事業であることを確認する実績報告書」及び「交付決定日以降の支払いであることが確認できる精算書（請求書、領収書等支払いの日付及びその内容がわかる書類）」となります。 適切な支払いであることを確認して、県は支払いを行います。
2	交付決定後に経費（事業量）の変更がある場合はどうしたら良いか。	購入する製品の見直し等により、交付決定通知の「補助事業に要する経費」に記載されている金額に20%を超える変更がある場合は、変更承認申請書をあらかじめ（実施（購入等）の前に）ご提出ください。 (例) 交付決定通知に記載のある金額 ・「補助事業に要する経費」 500,000円 ・「補助金の額」 200,000円 ↓ 「補助事業に要する経費（＝交付申請書別紙1・実績報告書別紙4の「対象経費の支出（予定）額（A）」）」が600,001円以上又は399,999円以下になる場合、変更承認申請書の提出が必要
3	補助基準額が30万円とあるが、1法人あたり・1施設あたりのどちらか。	1施設あたりの補助基準額となります。
4	法人本部が一括して外国人介護職員への取組みをしている場合、施設ごとの経費をどのように計上したらよいか。	各施設毎に実際に要した経費を計上していただくことが基本となります。法人が一括して支払った場合は、外国人介護職員の受入人数に応じて経費を按分してください。
5	取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格に制限はあるか。	在留資格は問いません。
6	外国人介護職員が複数の事業所で勤務している場合、どの事業所の対象職員としてカウントすればよいか。	外国人介護職員へ給与を支払っている事業所や、労働条件通知書等の勤務地となっている事業所の職員として計上してください。法人から給与を支払っている、勤務地が複数の事業所となっている場合は、主に勤務している事業所の職員としてください。
7	今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。	対象となります。ただし、雇用予定であることを証明する書類を提出いただく必要があります。
8	外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は補助対象となるか。	補助対象となりません。
9	技能実習生を受け入れるため監理団体に対して支払う監理費や、特定技能外国人を受け入れるため登録支援機関に対して支払う支援委託手数料は補助対象となるか。	補助対象となりません。監理費や支援委託手数料等の技能実習生や特定技能を受け入れる際の義務的経費は対象外です。
10	在留資格の変更や更新に係る費用は補助対象となるか。	補助対象となりません。

11	交付申請や交付決定より前に行った事業（既に購入した自転車・既に支払った家賃）は補助対象となるか。	交付決定日より前に行った事業は補助対象となりません。 補助対象期間は交付決定日から令和８年３月31日です。 住居借上以外の取組は、対象期間中に事業を実施（受講、開催、購入等）し、支払いを行ったものが対象です。 住居借上に係る補助対象期間は、外国人介護人材の雇用開始日から令和８年３月31日までのうち、交付決定日から令和８年３月31日までに支払いを行った分が対象です。
12	消費税は補助対象となるか。	補助対象となりません。交付申請書には税抜価格を記載してください。
外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組		
13	外国人介護 人材の 活躍に資するツール等の導入後、導入後の運営費は補助対象となるか。	補助対象となりません。
14	外国人介護職員の日本語学習について、ウェブを活用したオンラインによる学習も補助対象になるか。	補助対象となります。
15	外国人介護職員が学習のため研修を受講する場合、研修期間が今年度から来年度（令和８年４月以降）にまたぐ場合は補助対象となるか。	令和８年３月31日（今年度）までの期間が補助対象となります。交付申請の際に添付する書類は、今年度分のみの金額が分かる見積書等が必要です。見積書等で今年度分のみの金額を記載することができない場合は、研修全体の費用を按分し、今年度分の費用を計算します。
16	事業者が支払った日本語能力試験（JLPT や NAT-TEST）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、第１号技能実習・第２号技能実習となるために受験する場合（制度上規定されているもの）は補助対象となりません。
17	日本語能力試験等に付き添いとして同行する日本人職員の旅費は補助対象となるか。	補助対象となりません。
18	介護技能実習評価試験の評価者養成講習や技能実習指導員養成講習の受講料・教材費は補助対象となるか。	補助対象となります。 ただし、職員が講習を受けるための旅費等は補助対象となりません。
19	事業者が支払った 技能実習評価試験の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。	補助対象となりません。技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであり、その受験料は外国人介護職員が介護福祉士資格の取得を目指すか否かに関わらず、発生する経費のためです。
20	介護技能実習評価試験の受験料は補助対象となるか。	技能実習評価試験の受験は制度上規定されているものであるため、補助対象となりません。
21	外国人介護職員受入れガイドブック等の購入費は補助対象となるか。	ガイドブックの内容が、外国人とのコミュニケーションの促進や生活支援に繋がる内容であれば、補助対象となります。
22	外国人介護職員が受講した介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるか。	介護福祉士の資格取得を前提としたものであれば、補助対象となります。ただし、他の補助金との併給はできません。
23	介護福祉士試験の受験料は補助対象となるか。	介護福祉士試験の受験料は補助対象となりません。
24	外国人介護職員に対するメンタルケアなどを目的に、県外への旅行を実施する際の経費は、補助対象となるか。	補助対象となりません。旅行を実施する際の経費で補助対象となるのは、メンタルケア や文化に触れることなどを目的とした、県内への旅行を実施する際に支払った経費に限ります。

25	外国人介護職員を含む職員間または地域との親睦を深めるための交流会について、食糧費は補助対象となるか。	食糧費を除いた部分のみが補助対象となります。 また、新年会等のいわゆる飲み会（飲食を中心としたもの）は補助対象となりません。 なお、交流会として想定しているものとしては、相互理解を促進するために、それぞれの国の文化体験やスポーツなどのレクリエーションの開催などです。（ただし食糧費など一部の費用は対象外です。）
26	地域との親睦を深めるための交流会について、地域で開催される成人式への参加は補助対象となるか。	成人式については、本事業で想定している交流会にはあたらないため、対象外となります。
27	地域との親睦を深めるための交流会について、市町村が開催する行事等への参加は補助対象となるか。	地域との交流会については、「開催すること」を想定していますので、単に参加するだけの場合は対象外となります。 なお、市町村主催の行事であっても、外国人介護職員との相互理解を促進するため、現地の国の文化等を紹介するブースを設置するなど、開催する側として参加する場合は、ブースの設置にかかる費用は対象となります。（ただし食糧費など一部の費用は対象外す。）
28	自転車を購入し外国人介護職員に貸与する場合、自転車購入費用は補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、ロードバイク等の嗜好性が高いものは補助対象となりません。 また、介護施設等は自転車保険への加入や外国人介護職員に対して法令遵守の指導等を適切に行ってください。
29	電動自転車は補助対象となるか。 また、組立費やヘルメット等は補助対象となるか。	移動範囲が広い、坂が多い等の理由により、電動自転車の方が利便性が高い場合は、電動自転車も補助対象となります。 また、自転車の購入に付随する経費については以下のとおりですが、見積書や領収書等で金額の内訳がわかるようにしてください。 ○組立費、防犯登録費用、ヘルメット ×鍵、自転車保険、予備の部品、自転車小屋の設置
30	「住居の借上費用」の範囲を教えてください。	原則として、法人が外国人介護職員の入居用のアパート等を借り上げる費用を想定しています。 ただし、外国人介護職員自身が借り上げ、法人が住居手当の形で家賃相当額を助成している場合も対象です。

31	「住居の借上費用」として補助対象となる具体例を教えてください。	住居の借上げ費用は、賃借料から外国人介護職員が負担する額を除いた額が対象となります。 また、法人所有の住居に入居させる場合は補助対象となりません。 （例） ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、事業所が2万円、外国人介護職員が2万円をそれぞれ負担する場合 →補助対象となるのは事業所が負担する2万円 ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、外国人介護職員から4万円を徴収し、事業所が手当として外国人介護職員に2万円を助成する場合（介護事業所の実質負担額は2万円） →補助対象となるのは事業所の実質負担額となる2万円 ・住居の借上げ費用（賃借料）が月額4万円で、外国人介護職員が2人で居住し、事業所が2万円、外国人介護職員が1万円ずつ（計2万円）それぞれ負担する場合 →補助対象となるのは事業所が負担する2万円
32	家賃以外に初期費用等は補助対象となるか。	本事業では、家賃（賃借料のみ）が対象となります。 家賃以外の費用は補助対象となりません。 例） × 初期費用 × 共益費や管理費、衛生費など
33	外国人介護職員が居住するアパートの光熱水費は補助対象となるか。	光熱水道費等の継続的に発生する経費については、補助対象となりません。
34	住居借上の申請をしたいが、アパートの場所が決まっていない場合はどうすればよいか。	住居のカatalogなど、金額の分かる書類を添付していただければ、アパートの場所が決定していない場合でも申請いただけます。 ただし、賃借する住居の見直し等により、交付決定通知の「補助事業に要する経費」に記載されている金額に20%を超える変更がある場合は、変更承認申請書をあらかじめ（入居・支払い前）にご提出ください。
35	家電（電子レンジ・洗濯機等）の購入・リースは、補助対象となるか。	補助対象となりません。
36	外国人介護職員の人件費も補助対象となるか。	外国人介護職員の人件費は補助対象となりません。 対象となるのは、法人（事業所）の介護職員の人件費のうち、通常支払われる手当等とは別で、外国人介護職員の生活面のサポート（メンタルヘルスケア等）を行い、それに係る手当等を支払った場合に限ります。